

佐賀市ふるさと納税返礼品登録申請における提出画像について（写真等）

返礼品の画像等（推奨）

ポータルサイト	画像の寸法	動画	掲載可能枚数
ふるさとチョイス	横 型 縦1000px以上 × 横1200px以上	YouTube／ニコニコ動画	8枚
ANAのふるさと納税		返礼品には掲載なし	4枚
ふるなび		YouTube	5枚
楽天ふるさと納税		データ提供	8枚
さとふる		YouTube	4枚
au Pay!		YouTube	8枚

※画像寸法はサイトによって正方形や横型など推奨サイズが異なりますので、2種類のサイズでご提出をお願い致します。

※情報誌への掲載や広報等にも利用するため、高解像度の写真をご提供いただければ幸いです。

※加工・合成画像・お礼品以外のロゴ、商標が写りこんでいる画像・内容、個数等が返礼品と異なり、誤解を与えるような画像は禁止

※ファイル形式はJPEG（.jpeg）でお願いします。

【画像の著作権について】

著作権のある著作物を無断で使用すると著作権法に抵触し、10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に問われることがあります。画像を無断で使うこと、勝手に改変すること、許可なく公開することなど、これらすべてが著作権侵害に当たります。

1. 掲載する画像は利用する権利を有するものに限ること。

【例】

- ・自分で撮影して著作権を持つ画像
- ・第三者に委託して撮影し著作権の移転を受けた画像
- ・第三者から利用の許諾を受けた画像
- ・画像を利用する権利を持っている事が明らかな画像

2. 著作権者より許諾を得ているものであっても、第三者が著作権を持つ画像を利用している場合、当該画像の権利者や許諾の条件等の情報を記録として管理し、佐賀市から要請した場合、許諾を得ていることの根拠資料をご提出いただくことがあります。

3. お礼の品の画像ではないイメージ画像を使用している場合には、それが分かる記載を行うこと。

【例】「画像はイメージです」等の記載